

平成27年 2月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

16番	武 田 正 樹	17番	伊 藤 正 信
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	伊 藤 好 彦
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	佐 野 隆
民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	八 木 春 美	民 生 部 次 長 兼 児 童 課 長	渡 辺 秀 樹
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	竹 川 彰	開 発 部 次 長 兼 下 水 道 課 長	三 輪 眞 士
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	服 部 誠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博
財 政 課 長	石 田 裕 幸	秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏
防 災 安 全 課 長	橋 村 正 則	収 納 課 長	山 守 修
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	平 野 進	保 険 年 金 課 長	平 野 宗 治
環 境 課 長	鈴 木 浩 二	健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘

福 祉 課 長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
農 政 課 長	安 井 耕 史	商工観光課長	羽 飼 和 彦
都市計画課長	大 野 勝 貴	学校教育課長	立 松 則 明
生涯学習課長	半 田 安 利	図 書 館 長	奥 田 和 彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 邦 夫	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 議案第 1 号	平成27年度弥富市一般会計予算
日程第 5 議案第 2 号	平成27年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 6 議案第 3 号	平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 7 議案第 4 号	平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8 議案第 5 号	平成27年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第 9 議案第 6 号	平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第10 議案第 7 号	平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第11 議案第 8 号	弥富市行政手続条例の一部改正について
日程第12 議案第 9 号	弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第13 議案第10号	弥富市職員定数条例の一部改正について
日程第14 議案第11号	弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第12号	弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第16 議案第13号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第14号	弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第18 議案第15号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第19 議案第16号	弥富市立保育所条例の一部改正について
日程第20 議案第17号	弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について

- 日程第21 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第27 議案第24号 市道の認定について
- 日程第28 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第29 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日の撮影と放映、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成27年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、武田正樹議員と伊藤正信議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月24日までの27日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月24日までの27日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、また市長から出資等に係る法人の経営状況を説明する書類の提出があり、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 議案第1号 平成27年度弥富市一般会計予算

日程第5 議案第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第10 議案第 7 号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

○議長（佐藤高清君） 日程第 4、議案第 1 号から日程第10、議案第 7 号まで、以上 7 件を一括議題とします。

服部市長に、平成27年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

本日ここに、平成27年第 1 回弥富市議会定例会の開催に際し、平成27年度の予算案を初めとする諸案件の審議をお願いするに当たり、新年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

このたび市民の皆様のお信任をいただき、引き続き市長として市政の重責を担わせていただくことになりました。図らずも他に候補者がおられず無投票当選という結果となり、この重みをしっかりと心に刻み、職責の重大さに身が引き締まる思いであります。

私は市長就任以来、「市民と行政の協働のまちづくり」「市民と情報を共有した公平で透明な市政の実現」「予算の節約と有効活用」を基本姿勢に掲げ、市民本位の行政運営に心がけて取り組んでまいりました。3 期目の市政運営におきましても、以前と変わることなくこの姿勢を堅持していく所存であります。

我が国経済は、消費増税による駆け込み需要の反動により景気回復の足取りが遅く、経済再生を最優先し、消費税の10%への再増税が先送りされました。

また、政府は最大の課題として地方の創生を掲げ、経済の再生に向けて人口減少や高齢化、地方都市の衰退といった課題への取り組みが本格的に開始されました。子育て支援や産業育成、地方への移住促進など、幅広い分野での施策展開が期待されておるところでございます。これらにより、地方が繁栄する経済好循環が実現され、地方創生が日本再生につながることを期待するものであります。

本市においても、この課題に対して地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定し、将来にわたって活力あるまちづくりを実現するため、国とともに地方創生を推進してまいります。

市政運営の基本方針について申し上げます。

本年は、本市にとりまして平成18年に合併して10年目を迎える節目の年であり、また私自身にとりましても、市長として3期目の始まりの年となります。このような中におきまして、平成21年から平成30年の弥富市新時代への針路として、第 1 次弥富市総合計画を推進しているところであります。この計画に掲げた政策の目標の達成に向け、誰もが安全で安心して暮らせる、明るく希望にあふれた未来を実現するため、市民の皆様と力を合わせ、全身全霊を

傾け邁進していかなければなりません。

そこで、平成27年度の市政運営に当たっての重要な視点として、3つの視点を持って取り組んでまいります。

1点目は、「もっと災害に強いまちづくり」であります。

伊勢湾台風から55年、東日本大震災から4年余りが過ぎようとしています。災害の教訓を決して忘れることなく、南海トラフ地震の確実な備え、対応など、本市においても市民の皆様の安全・安心のため、災害対策は最重要課題として取り組んでまいります。

また、災害に備えて自助・共助・公助、それぞれが災害対応力を高め、連携することが被害を最小限に食い止めることが可能であり、まさに災害に強いまちづくりができていくものと確信をしております。

2点目は、「もっと人に優しく健やかなまちづくり」であります。

市民の皆様の健康に対する意識の高まりというものがあります。そこで、これからは健康寿命を延ばしていただきたいと考えております。これには体を動かすこと、日常生活にスポーツを取り入れることで、いつまでも健康で自立した生活を実現していくことができると考えております。このことは、今後の高齢社会の到来に伴って増大が予想される社会保障経費の削減に大きく貢献することも期待され、またスポーツを通じて若者から高齢者まであらゆる世代が交流することにより、コミュニケーション能力の育成や地域教育力の再生などの効果も期待できるわけでございます。全ての市民がスポーツに参加できるような施策として、総合スポーツ公園建設の構想を立ち上げ、これを実現していきたいとの強い思いがございます。

3点目は、「もっと豊かで活力あるまちづくり」であります。

将来に夢や希望が持てる、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりが、活力あるまちづくりにつながるものであります。

本市における土地の有効活用として、市街化区域の拡大を検討し、駅周辺の活力あるまちづくりを推進してまいります。また、港湾地域を初め、さらなる企業誘致を進め、本市の活力が向上するよう取り組みを進めてまいります。

これら3つの視点を持って取り組み、市民の皆様の生活の質を高めてまいります。

それでは、基本方針に基づいて取り組む新年度の重要な施策について、第1次弥富市総合計画基本計画に定めました政策目標に沿って述べさせていただきます。

政策目標1. 定住と交流、活力を生むまちづくりでございます。

道路網の整備の取り組みについて申し上げます。

広域幹線道路となる都市計画道路、名古屋第3環状線と広域幹線道路の機能を補完する東西を結ぶ都市内幹線道路となる主要地方道弥富名古屋線、名古屋十四山線、一般県道新政成

弥富線について、引き続き関係機関へ整備促進を要望してまいります。

また、市内を南北に結ぶ地域連携軸として、中央幹線道路と市街地の骨格となる都市計画道路穂波通線の整備を促進してまいります。

次に、道路法が改正され橋梁など道路構造物の予防保全、老朽化対策として定期点検を実施することとされたことに伴い、特に市が管理する支間2メートル以上の橋梁について、計画的に定期点検を実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などにに基づき計画的に修繕を実施し、道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を努めてまいります。

地域公共交通の取り組みにつきましては、通学・通勤・通院・買い物など、市民生活のための移動手段の確保として引き続き運行してまいります。公共交通として利用しやすく、効率的な運行形態を、地域公共交通活性化協議会を通して検討してまいります。

港湾地域の整備促進につきましては、これからの経済状況の回復を期待しながら、この地域の発展に向け引き続き関係団体と連携を図り、新たなコンテナターミナル、第4バースの確保に向け積極的に取り組んでまいります。

また、親しまれる港づくりの一環として、名古屋港管理組合へ魚釣り施設整備の要望を行ってまいりましたが、このたび鍋田ふ頭東側が新たな魚釣り施設の候補地として選定されました。今後はこの事業が実現されるよう引き続き要望してまいります。

政策目標2.「快適で安全・安心なまちづくり」について申し上げます。

市民の皆様の安全・安心のため、災害対策は最重要課題として取り組んでまいります。行政による公助はもちろんのこと、災害時の大きな力となるのが、自分の身は自分で守る自助、そして近所や地域の人たちが助け合う共助です。この2つの力ほど大きなものはございません。自助・共助・公助、それぞれが災害への対応力を高め連携することが、災害に強いまちづくりができていくものと考えております。この共助として、地域の防災活動に取り組む活動、自主防災組織は大変重要であり、さらなる充実を図ってまいります。

また、防災リーダーの養成やまちづくり出前講座等を通しての啓発活動を引き続き行ってまいります。

避難場所の確保につきましては、弥生小学校、十四山保育所、母子通園施設のびのび園の屋上を、避難場所として新たに計画的に整備を進めます。

救命救急処置として、公共施設に設置しておりますAEDをこのほかに、夜間なども利用できるよう市内のコンビニエンスストアへも設置してまいります。

防犯・交通安全の取り組みにつきましては、防犯パトロールなどの自主的な防犯活動を行う取り組みが精力的に行われておりますが、本市といたしましても、この犯罪活動や、警察と連携しながら犯罪防止に取り組んでまいります。このような防犯活動の支援として、平成

27年度より自治会が新たに設置する防犯カメラに対して補助を行ってまいります。

また、防犯灯について、使用電力の節減、維持管理など、省エネルギーの観点から、全灯LED化に向け取り組んでまいります。

交通安全の取り組みにつきましても警察、交通安全推進協議会などとの連携のもと取り組み、死亡事故の根絶を目指してまいります。

下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道事業につきましては、引き続き効率的な公共下水道の整備と事業のコスト縮減に取り組んでまいります。平成27年度は人口減少等を踏まえた整備区域の見直しと、向こう10年間の整備計画であるアクションプランを策定いたします。

また、農業集落排水事業におきましても、効率的で健全な運営に努めてまいります。本市は、地域のほとんどが海拔ゼロメートル地域であり、河川の氾濫等の潜在的な危険を有しており、水害の未然防止に向けた治水対策の充実が極めて重要な課題であります。特に市街地の雨水排水対策として、市街地排水路となる準用河川の整備を促進してまいります。

廃棄物処理等環境衛生の取り組みとして、ごみの減量化、資源化につきましては、家庭用生ごみ処理機、生ごみ処理槽の設置及び自治会などによる資源ごみの集団回収に対して支援するとともに、市民と行政が協働してごみの減量とリサイクルの取り組みを引き続き推進してまいります。

また、ごみの不法投棄対策として、市内パトロール体制の充実、監視カメラの有効利用を図り、ごみの不法投棄の防止に努めてまいります。

続きまして、政策目標3.「健やかでやさしいまちづくり」であります。

健康づくり・医療体制の充実への取り組みについて申し上げます。

誰もが健康で長生きできるようにするため、これからは社会全体で健康維持や疾病予防などに取り組むことが重要であります。生涯健康なまちづくりを目指し、健康づくりを日々の生活に取り入れ定着することを目的とする健康推進計画の見直しを行います。

また、引き続きがんの早期発見、早期治療につながるよう、各種がん検診事業の強化に努めていくとともに、健康教育、健康相談、栄養相談にも重点を置き、食事、運動など、生活習慣改善に関する知識の普及及び実践の促進につなげ、効果的な疾病予防を目的に実施してまいります。

予防接種事業では、平成26年10月から定期接種となりました水痘、高齢者肺炎球菌を含め14疾病の予防接種を実施し、乳幼児の予防接種費用は全額無料、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、一部公費負担とし、市民を感染症から守るため接種事業を充実してまいります。

医療体制の充実については、平成22年度より施設整備が進められております海南病院が第

2期診療棟の完成により、本年4月から新しい診療棟での外来診療がスタートいたします。地域医療の中核をなす基幹病院として、さらなる医療の向上に貢献するものと考えており、引き続き海南病院への支援を行ってまいります。

地域福祉の充実として、地域福祉の中核的な役割を担う市社会福祉協議会へ引き続き市職員の派遣や事業運営に対する支援を行ってまいります。

また、民生児童委員や福祉ボランティア団体の育成・支援をし、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めてまいります。

子育て支援の取り組みにつきましては、平成26年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、病児・病後児預かり施設の整備や新白鳥保育所において一時預かり保育を実施し、地域のさまざまな子育て支援を充実させるとともに、待機児童が出ないよう保育の量の確保に努めてまいります。

放課後児童健全育成事業の推進につきましては、平成27年度から児童クラブの受け入れ児童の年齢を、現在の小学校3年生以下から小学校6年生まで拡大してまいります。

婚活支援の取り組みにつきましては、全国的に晩婚化や未婚者の増加が進み出生率の低下が続く中、少子化対策の一環として、さまざまな形で支援を行う必要があります。

本市といたしましては、少しでも少子化に歯どめをかけるため、若者の出会いを応援することを目的とし、市社会福祉協議会内に結婚の相談ができる場を設けていただき、連携して結婚への応援を行ってまいります。この取り組みを通じて本市の魅力をアピールし、定住人口の増加とあわせ、地域産業の後継者の創出も図れることを希望しておるところでございます。

高齢者福祉につきましては、高齢者が地域の中で健康で自立し、安心して暮らすことができるよう関係機関・団体と連携を強化するとともに、シルバー人材センターの会員の増強を図り、雇用の創出や生きがいづくりを通じて社会参加の促進を図ります。

また、高齢化の進展に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者対策といたしまして、予防教室やふれあいサロンの実施や認知症サポーターの養成講座を各地区で開催をし、市民の皆様に認知症の理解を深めていただき、認知症の方も生活しやすい地域づくりを目指します。

高齢者福祉と介護を一体とした第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、介護需要の動向に的確に対応しながら介護サービス利用者への支援の充実に努めるとともに、介護が必要になっても、住みなれた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制である地域包括ケアシステムの構築に向け、より一層医師や看護・福祉専門職の連携を強化してまいります。

さらに、日常生活支援といたしましては、ささえあいセンターの機能の充実を図り、生活支援など、包括的にきめ細かなサービスが提供できるよう体制を整備してまいります。

障がい者支援につきましては、障がい者施設のマスタープランとしての障がい者計画及び第４期障がい福祉計画のもと、計画の基本理念である「共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」の実現を目指し、前計画の基本的な考え方などを踏襲し、障がいのある方一人一人が尊厳を持って、地域の中で自立した生活ができるよう支援してまいります。

特に、平成26年度に実施したアンケート結果によりますと、障がい者の方の災害時要援護者登録制度についての認知度が１割強と低いことから、平成27年度は、障害者手帳をお持ちの方全てに登録制度の案内を送付させていただき、登録者の増加を図ってまいります。

また、聴覚障がい者などの方からの相談や各種手続を円滑に行うために、引き続き福祉課内に手話通訳者を設置します。

また、視覚障がいの方への通知については、可能な限り点字つき封筒を使用してまいります。

認知症、知的障がいや精神障がいの方々を支援するために、弁護士による成年後見相談事業を継続し、また広く市民の皆様に成年後見制度を知っていただくために、この制度をテーマにした講演会を市社会福祉協議会と共同で開催してまいります。

生活困窮者自立支援として、生活困窮者自立支援法が本年４月１日から施行されます。この制度は、生活保護になる前の方を対象とした全く新しい制度ですが、失業やひきこもり等で生活に困窮する全ての人を対象とした自立相談支援事業を、市社会福祉協議会に専門部署を設置していただき、就労支援等、自立に向けた支援に努めてまいります。

国民健康保険運営につきましては、毎年度一般会計からの繰入金により収支の均衡を保っている状況にあり、今後も一層厳しい事業運営が予想されます。保険税の収納率向上に努め、歳入の確保を図るとともに、保険事業の積極的な展開により医療費の適正化対策を行い、持続可能な事業運営に努めてまいります。国において、国民健康保険運営の広域化が進められています。今後もその動向を注視し、安定した制度づくりに取り組んでまいります。

福祉医療制度では、精神障がい者保健福祉手帳１・２級の方を対象に、医療費の助成を精神疾患のみから全疾患に拡大し、福祉の拡充を図ります。

後期高齢者医療制度につきましても、県広域連合と連携し、適切な運営に努めてまいります。

政策目標４．「人が輝き文化が薫るまちづくり」について申し上げます。

教育行政の充実につきましては、本年４月１日から新教育委員会制度が施行されます。この制度は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります。本市では、今

後教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策などについて協議・調整する場であります総合教育会議を設置し、教育委員会とともに教育行政の方向性を共有して執行に当たってまいります。

また、弥富市学校教育基本方針に基づき、引き続き各小・中学校の教育環境を一層充実してまいります。

個別的な施策といたしましては、平和教育推進事業の一環として、中学2年生の広島派遣を引き続き実施してまいります。

また、各学校への特別非常勤講師の配置を継続するとともに、特別支援学級への支援員や外国人児童・生徒への日本語指導支援員を増員配置し、教育環境の充実に努めてまいります。

いじめや不登校などの対策につきましても、全ての小・中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施し、学級満足度や学校生活意欲度の分析、いじめなどの早期発見や防止に努めてまいります。

学校の施設につきましては、国の方針に基づき、体育館のつり天井の撤去を平成26年度から順次実施してまいりましたが、平成27年度は、白鳥、栄南、日の出小学校、弥富、弥富北中学校の体育館つり天井の撤去工事を実施し、児童や地域の避難場所として安全確保に努めてまいります。

弥富北中学校ランチルーム天井改修につきましては、順次工事ができるよう設計費を計上いたしました。

また、学校トイレの改修につきましては、生活様式の変化に伴い、便器の洋式化を今後3年間で各学校5割を目途に進めるとともに、給食機器の改修や学校建物の補修を進め、教育環境の改善に努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、いつでも、どこでも、誰もが生涯にわたって学び続けられる学習の機会や情報の提供に努め、市民相互の交流、地域や市民団体との連携を図り、市民との協働による生涯学習活動の推進を目指してまいります。

文化芸術の振興につきましては、各地区に伝わる伝統芸能の活動支援と発表・鑑賞機会を確保するとともに、伝承者の育成支援に努めてまいります。また、初めての試みですが、郷土学習のためのジュニア歴史教材を作成し、小・中学生にふるさと弥富の学習の一助にしてまいります。

青少年の健全育成につきましては、関係機関が一体となって取り組むとともに、青少年健全育成推進大会等の事業を実施し、市民主体による青少年健全育成の機運を高めてまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、各種のスポーツ教室やスポーツ大会を開催するほか、スポーツ施設の整備充実を図り、市民の皆様の健康の維持・増進と市民相互の交流、スポー

ツの普及に努めてまいります。また、総合型地域スポーツクラブの運営を引き続き支援し、積極的にニュースポーツの普及にも取り組んでまいります。

施設整備につきましては、おみよしテニスコートの東側のグラウンド整備工事を実施してまいります。

政策目標５．「豊かで活力に満ちたまちづくり」でございます。

農業の振興の取り組みにつきましては、農地中間管理事業を活用し、農地の適正な管理、集約化による効率的な営農に向けての取り組みや農地の多面的機能に着目し、農地を維持する活動や水路、農道などとの地域資源の質的向上、景観の保全など、農村の幅広い共同活動を支援する事業としての日本型直接支払制度を推進してまいります。

観光資源の活用と地場産業の振興につきましては、三ツ又池公園の芝桜の植栽も８万８,０００株となりました。平成２７年度も引き続き進めてまいります。この芝桜の開花に合わせたイベントも三花まつりとして春まつり、芝桜まつり、藤まつりを連続して開催してまいります。

また、キャラクターである「きんちゃん」をゆるキャラグランプリなどにエントリーし、グッズとともに弥富市を広くＰＲしてまいります。

平成２６年１０月の企業立地指定企業交付奨励金制度の改正により、市内全域での優遇措置による企業誘致に努めます。また、港湾地域における工場立地法の緑地面積率等の規制緩和の特例措置を引き続き行い、企業立地を支援してまいります。

また、小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き市内中小企業の経営維持・安定化に向けて支援してまいります。

政策目標６．「共につくる自立したまちづくり」について申し上げます。

コミュニティの育成、市民と行政の協働のまちづくりの推進について申し上げます。

誰もが地域で安心して暮らし続けるには、市はもちろんのこと、さまざまな関係機関や地域住民が連携していくことが重要でございます。高齢者や障がい者、ひとり親家庭などが地域で孤立しないよう、また地域の防犯・防災、青少年の健全育成を進めるためにも支え合う地域の方がより一層必要であり、自治会やコミュニティ推進協議会の市民活動の支援に努めてまいります。

また、これからの新しいまちづくりを進めるため、市民と行政が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて、ともに考え協力して行動する協働のまちづくりを引き続き推進してまいります。

公共施設等総合管理計画について申し上げます。

今後、公共施設等の老朽化対策は大きな課題となつてまいります。厳しい財政状況が続く中で、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏ま

え、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置をすることが必要であり、これを実現していくため、総務省の指針に基づき公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

新庁舎建設につきましては、引き続き計画的に取り組み、早期に着工できるよう努めてまいります。

行政改革の取り組みにつきましては、行政運営の効率化や計画的な事業運営による財政の健全化、時代の要請に応じた適正な組織編成、人員配置を行うとともに、市民が満足する行政サービスをよりよく、より効率的に提供できる質的な行政改革もあわせて行い、引き続き行政改革に積極的に取り組んでまいります。

以上、本年度の重点政策について申し上げます。

引き続きまして、新年度の予算について申し上げます。

議案の詳細につきましては、後ほど総務部長より説明をさせていただきます。

平成27年度の予算規模は、一般会計予算は143億7,000万円、前年度対比1%減となりました。

また、特別会計は6会計合わせて96億3,734万円、前年度対比11.3%増で、一般会計、特別会計の総額は240億734万円、前年度対比3.6%増となりました。

本市財政におきましては、市税収入に穏やかな増加が見込まれる一方で、高齢化の進行などにより医療・介護関係費を初めとした扶助費が年々増加を続けており、今後においても依然として厳しい財政運営を強いられることが見込まれます。

しかし、こうした厳しい財政状況にあっても中期財政計画の着実な推進のもと、あらゆる事務事業を精査しながら市民の暮らしの向上につながる予算編成を行いました。

以上、市政に対する私の所信の一端と主な施策の概要を申し述べさせていただきました。厳しい行財政運営の中で、継続してきた事業の進捗管理をしながら、着実に市政を運営してまいります。これからも、信頼ある開かれた市政運営と地域社会の構築に努め、課題を1つずつ解決しながら明るい未来へ目を向け、誰もが弥富市は心地よいと感じていただき、住んでみたい、住み続けてみたいと思える質の高いまちを築いていくために全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、新年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第1号平成27年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入

歳出予算の総額を143億7,000万円、前年度対比1.0%の減、前年度を1億5,000万円下回る予算規模となりました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、景気回復に伴う増収要因はあるものの、法人市民税法人税割の税率改正や固定資産税の評価がえの影響等により、市税全体では前年度対比1.6%増の77億837万5,000円を見込んでいまして歳入全体の53.6%を占めております。

平成26年4月1日から消費税と地方消費税とを合わせた税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金が前年度対比45.7%増の8億1,600万円に、一方地方交付税は前年度対比19.5%の5億700万円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、23億9,062万2,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として臨時財政対策債4億8,900万円を初めとして10億2,660万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、新庁舎建設事業、公共施設等総合管理計画策定事業、防犯灯全灯LED化事業など17億5,859万3,000円を計上いたしました。

3款民生費につきましては、本年5月に完成の白鳥保育所建設事業、子ども医療費助成事業、病児・病後児預かり施設建設事業など少子化対策、消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担軽減対策として臨時福祉給付金支給事業や子育て世帯臨時特例給付金支給事業、生活困窮者自立支援事業等きめ細やかな対応を図るため、58億4,629万3,000円を計上し、一般会計予算の40.7%を占めるものであります。

4款衛生費につきましては、地域医療補助事業、乳幼児・妊婦等の予防接種事業、母子保健事業、新規事業の健康マイレージ事業による健康増進事業の推進、ごみ処理や資源再生の推進、環境の保全に取り組むため、10億8,677万3,000円を計上いたしました。

6款農林水産業費につきましては、水田農業構造改革事業、多面的機能支払交付金事業、土地改良事業など、魅力ある農業を実現するために9億746万3,000円を計上いたしました。

8款土木費につきましては、道路改良事業を初めとする道路ネットワーク整備と市街地排水対策として河川整備などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、9億8,130万6,000円を計上いたしました。

9款消防費につきましては、津波・高潮対策として高所の避難場所確保のため、既存の公共施設改修工事の管理委託、また、より迅速な救命活動に役立てるため、市内のコンビニエンスストアに自動体外式除細動器(AED)を設置し、災害に強い安心・安全なまちづくりを進めるため、7億1,143万8,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、小・中学校の屋内運動場の地震対策強化等のための修繕工事

や総合社会教育センター公民館修繕等工事など、教育環境の充実を図るため、前年度対比21.3%、2億5,185万8,000円増の14億3,273万5,000円を計上いたしました。

次に、議案第2号平成27年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づく公共用地を先行取得するものでありますが、前年度対比77.4%増の5,719万円を計上いたしました。

次に、議案第3号平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、保険財政共同安定化事業において、対象事業を平成27年度から全ての医療費に拡大されるため、前年度対比16.0%増の50億4,700万円を計上いたしました。

次に、議案第4号平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比3.8%増の4億6,279万円を計上いたしました。

次に、議案第5号平成27年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定26億7,625万円、サービス事業勘定1,211万円を合わせ、前年度対比3.0%増の26億8,836万円を計上いたしました。

次に、議案第6号平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、前年度対比0.4%増の2億7,000万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、北部地区において施工区域を拡大し面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比17.1%増の11億1,200万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第12 議案第9号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第13 議案第10号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第14 議案第11号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第12号 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第16 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について

日程第17 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第19 議案第16号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第20 議案第17号 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について

日程第21 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第22 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第23 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

日程第24 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

日程第25 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

日程第26 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

日程第27 議案第24号 市道の認定について

日程第28 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第29 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第31 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第32 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第11、議案第8号から日程第32、議案第29号まで、以上22件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、条例関係議案15件、予算関係議案5件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正については、行政手続法の一部改正に伴う条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正については、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市職員定数条例の一部改正、議案第11号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第12号弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正、議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条



例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、教育公務員特例法の一部改正に伴う条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市手数料条例の一部改正については、煙火消費許可申請手数料の金額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市立保育所条例の一部改正、議案第17号弥富市保育所における保育に関する条例の廃止については、児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正については、精神障害者医療費の支給の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令等の一部改正に伴う条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第21号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については、包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第22号弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定については、歯と口腔の健康づくりを推進するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第23号海部地方教育事務協議会規約の変更については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、海部地方教育事務協議会規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号市道の認定については、道路事業等に伴う路線再編成により、路線を市道として認定するものであります。

議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）は、新たに国の都市防災事業補助金を活用し、弥生小学校と十四山保育所避難設備整備事業費を計上したほか、市税の増額、補正並びに事業費の確定による過不足の調整を行うものであります。

また、議案第26号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第29号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までについては、事業費の確定による過不足の調整を行うものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 関係部長に議案の説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長より一括して説明を求めます。

佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第8号弥富市行政手続条例の一部改正についてでございますが、5枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、その相手方に対して、当該権限の根拠を示さなければならないこととした。

2. 条例等の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができることとした。

3. 条例等に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができることとした。

4. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第9号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 独立行政法人通則法の一部改正により、特定独立行政法人が廃止され、新たに独立行政法人の一つとして行政執行法人が定められたことに伴い、2本の条例の一部改正を行うものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第10号弥富市職員定数条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の事務局の職員の定数を定める根拠となる条文が、同法律第21条から第19条に条ずれしたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第11号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会の委員長の職が廃止されることに伴い、条例から教育委員会の委員長の規定を削除することと、産業医の報酬を年額12万円から18万円に引き上げるものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

3. 経過措置でございますが、現在の教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により、引き続き教育長として在職する間は、教育委員会の委員長の報酬については改正後の別表の規定は適用せず、改正前の別表の規定は、なおその効力を有するものでございます。

以下、議案第12号から議案第14号までの附則の経過措置につきましては、同様な趣旨でございますので、そこでの説明は省略させていただきます。

議案第12号弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職の職員となることに伴い、報酬等の額の審議について指定する箇所に教育長を追加するものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、市長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職となることに伴い、条例の適用範囲について規定する箇所に教育長及び給料月額について規定する箇所に教育長の給料月額を追加するものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 教育公務員特例法の一部改正により、教育長は同法の適用を受けなくなったことに伴い、同法の規定により定められた教育長の給与及び旅費について規定する箇所を削除し、教育長の勤務時間、その他の勤務条件に関し一部改正し、職務に専念する義務の免除に関する規定を追加するものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案第15号弥富市手数料条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例とその次のページの新旧対照表をごらんください。これに基づき説明申し上げます。

1. 愛知県事務処理特例条例の一部改正により、火薬類取締法に基づく事務の一部が愛知県から弥富市に移譲されることに伴い、煙火消費許可申請手数料の額を1件につき7,900円と定めるものでございます。

2. この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第16号弥富市立保育所条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の一部改正は、児童福祉法の一部改正に伴い必要があるからです。

4枚めくっていただきまして、改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

1. 保育所の入所資格は、子ども・子育て支援法第19条第1項に規定する小学校就学前の子供に該当する児童等とした。

2 としまして、保育所の入所手続及び入所の承認の取り消しについて定めることとした。

3. 保育所の利用料の額について、子ども・子育て支援法施行令に定める額を限度として規則で定める額とした。

市外に居住している児童の利用料は、当該児童の居住している市町村の定める額とした。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に弥富市保育所に入所している児童であって、この条例による改正後の弥富市立保育所条例第2条に定める資格を有するものは、新条例第3条第1項の承認を受けたものとみなす。

続きまして、議案第17号弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

この条例の廃止は、児童福祉法の一部改正に伴い必要があるからです。

1枚めくっていただいて、条例をごらんください。

従来保育所の入所については、市町村の条例に定めることになっていましたが、児童福祉法及び子ども・子育て支援法で定めることとなったため、条例で定める必要がなくなり廃止するものです。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第18号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正は、精神障がい者医療費の支給の範囲を拡大するために必要であるからです。

4枚はねていただきまして、改正する条例のあらましをごらんください。

1. 現行の精神障がい者医療費支給対象者のうち、精神障がい者保健福祉手帳1・2級所持者に対して支給の範囲を精神疾患から全疾患の医療費に拡大することとしたものでございます。

2. 条例の主な改正事項といたしまして、第2条第1項及び第4条第1項関係といたしまして、精神疾患医療費、全疾患医療費の対象が異なるため、受給資格者及び支給の範囲を特

定いたしました。

1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者は、対象となりますのは全ての通院医療及び入院医療でございます。

自立支援医療受給者証の交付を受けている者は、従来どおり精神通院医療のみでございます。

精神障がいの入院治療を受けている者については、従来どおり精神病棟への入院医療とした。

精神疾患医療費、全疾患医療費の対象者が異なるため、医療費の支給を受ける資格を証する書面を細分化するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例は、改正後の弥富市精神障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる医療に関する給付から適応し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

続きまして、議案第19号弥富市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例の一部改正は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い必要があるからです。

6枚はねていただき、改正する条例のあらましをごらんください。

平成27年度から平成29年度までの介護保険料の年額を定めるものです。

改正後の条例第2条の改正について表にまとめております。

所得段階は12段階として、基準額を第5段階として、基準年額を5万4,600円から5万7,100円といたしました。負担割合を第1段階の0.3から第12段階の2.1までとするものでございます。なお、12段階の数は変わりませんが、段階ごとに対象となる合計所得金額と負担割合を改正しております。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

適用区分といたしまして、この条例による改正後の第2条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例とする。

続きまして、議案第20号弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定するのは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるために必要があるからです。

2枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

介護保険料の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人数、運営について、また介護予防のための効率的な支援の方法に関して必要な基準を定めることとした。

2といたしまして、基準について、平成18年厚生労働省令第37号、指定介護予防支援等の

事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準に定めるとおりとすることとした。

3 といたしまして、介護保険法第115条の22第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とした。

4 といたしまして、指定介護予防支援等事業基準第28条第2項の規定により整備した記録については、同基準の規定にかかわらず、指定介護予防支援等を提供した日から5年間保存することとした。なお、基準においては2年間になっております。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

第4条の規定につきましては、この条例の施行日において指定介護予防支援等の事業基準第28条第2項の規定に保存することとされている。記録についても適用するということになっております。

続きまして、議案第21号弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定するのは、包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、必要があるからです。

2枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

介護保険法第115条の46第4項の規定により、包括的支援事業を実施するため、必要な基準について次のように定めることとした。

2 といたしまして、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこととした。

3 として、職員に関する基準として、一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、原則として次のとおりとした。

1 といたしまして、保健師その他これに準ずる者を1名。社会福祉士その他これに準ずる者を1名。主任介護支援専門員その他これに準ずる者を1名。

4 といたしまして、地域包括支援センターは、市が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとした。

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

続きまして、議案第22号弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について御説明申し

上げます。

この条例を制定するのは、歯と口腔の健康づくりを推進するため、必要であるからです。

3枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本的事項を、次のとおり定めることとした。

目的といたしまして、第1条で、歯と口腔の健康づくりを総合的に推進し、市民の生涯にわたる健康づくりの推進に関する基本理念について定めることとした。

基本理念といたしまして、第3条で、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本理念について定めることとした。

3. 関係者の責務といたしまして、第4条から第7条で、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者、事業者の責務を定めることとした。

基本的施策として、第8条で、基本的施策の実施について定めることとした。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、議案第23号海部地方教育事務協議会規約の変更について。

この案を提出するのは、地方自治法第252条の6の規定により海部地方教育事務協議会規約を変更することを協議するため、必要があるためでございます。

1枚めくっていただきまして、規約と新旧対照表をごらんください。

海部地方教育事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「職員」を「委員」に改める。

第8条第1項を次のように改める。委員は、次の者をもってこれに充てる。

(1) 関係市町村教育委員会の教育長。

(2) 関係市町村教育委員会委員の代表1名。

附則、この規約は、平成27年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 議案第24号市道の認定について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、宅地開発事業区域内においての道路が新設されたことに伴いまして、市道鯛浦286号線ほか4路線を認定させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第25号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億5,330万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を144億

2,066万8,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税2億130万円、国からの障害者自立支援給付費負担金1,141万1,000円、都市防災事業費補助金2,750万円、県からの国民健康保険保険基盤安定負担金1,352万8,000円、土地売却収入1,626万4,000円、防災対策事業債1,940万円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして公共施設整備基金積立金2,457万4,000円、民生費におきまして介護給付費・訓練等給付費2,549万3,000円、国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金2,122万4,000円、農林水産業費におきまして湛水防除排水機管理補助金700万円、県営緊急農地防災事業負担金170万円、消防費におきまして防災施設工事請負費8,800万円であります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第26号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般被保険者療養給付費4,000万円を追加し、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を45億4,514万7,000円とするものであります。

次に、議案第27号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において保険給付費の過不足等1億1,344万7,000円を減額し、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を25億3,242万5,000円とするものであります。

次に、議案第28号平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、市債利子135万7,000円を減額し、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を2億7,115万3,000円とするものであります。

次に、議案第29号平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、公共下水道工事費等1億2,649万4,000円を減額し、歳入歳出予算を最終調整した結果、歳入歳出予算の総額を8億2,881万2,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案22件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案22件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 伊 藤 正 信

